

平成27年 春の火災予防運動週間

【期 間】 4月5日(日)～11日(土)

【防火標語】 「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

《期間中の主な行事》

- サイレン吹鳴(期間中1日5回) 【ニッ井消防署藤里分署】
 - 午前6時(15秒 時報) ・午後5時(15秒 時報)
 - 午前7時(30秒 2回) ・午後9時(30秒 2回)
 - 正 午(15秒 時報)
- 空き家調査【ニッ井消防署藤里分署】
藤里分署管内の空き家を調査します。
- 消防団による警戒巡回【藤里町消防団】
消防団車両が警鐘(カーンカーン)を吹鳴しながら町内を巡回します。

【お問い合わせ先】ニッ井消防署藤里分署 ☎79-1119



※上記ポスターは全国火災予防運動のため、実施期間が異なります

林野火災防止にご協力をお願いします

今年は、昨年と比べ雪解けが早く、空気が乾燥することから、林野・原野火災が多発すると予想されますので、次の点に注意しましょう。

- 空気が乾燥しているとき、風の強いときはたき火をしない。
- 枯れ草など燃えやすいものが周囲にある場所では、たき火をしない。
- 風が弱くても突風などで飛び火する虞があるため、終了までその場を離れない。
- たき火をする時は、水バケツやスコップなどの消火用具を準備する。
- 後始末は十分に行い、完全に消火したことを確認してからその場を離れる。
- たばこの投げ捨ては、絶対行わない。
- 山林内の休憩所など吸い殻入れのある場所以外では、たばこを吸わない。
- ゴミは焼却せず、定められた方法で処理する。

農繁期の火災予防注意事項

- 外出するときは、必ず火の元を確かめましょう。
- 高齢者、身体の不自由な人に留守番をさせるときは、隣り近所に声をかけて出かけましょう。
- 屋外で火気を使用する場合は、周りの燃え易い物に十分注意し、消火用の水等を準備しましょう。
- 強風や乾燥注意報等が発表されている場合には、屋外での火気の使用を控えましょう。
- 歩行中、作業中のくわえタバコを止めましょう。
- ガソリン、灯油、軽油の貯蔵及び取り扱いに注意しましょう。
- 子どもに火遊びをさせないよう、マッチ・ライターの置き場所に注意しましょう。
- 稲わら焼きは止めましょう。

火の用心

